

議案第 18 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 13 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「検査を含む。）」の次に「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請」を加える。

第 5 条第 5 項中「は、工作物」を「（建築基準法の規定に基づく確認申請及び完了検査に限る。）は、建築設備及び工作物」に改め、「同項」の次に「及び別表第 5」を加え、「「工作物」」を「「建築設備又は工作物」」に改める。

別表第 2 の 19 の項を 28 の項とし、18 の項を 27 の項とし、17 の項を 26 の項とし、16 の項を 23 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

24	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
25	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円

別表第 2 の 15 の項を 22 の項とし、5 の項から 14 の項までを 7 項ずつ繰り下げ、4 の項を 10 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
-----	--	-------------------

別表第2の1の項から3の項までを次のように改める。

1	建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（2の項及び3の項に規定する審査を除く。）	床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの	1件につき 8,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 39,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円

		床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 7 8, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 3 5, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 4 2 0, 0 0 0 円
		床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき 7 7 7, 0 0 0 円
2	建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係	昇降機を含む建築物を建築する場合（次に掲げる場合を除く。）	1 の項手数料の金額の欄の額に、昇降機 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、5, 0 0 0 円）を加算した金額
		確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合	1 の項手数料の金額の欄の額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごと

	る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)					に7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した金額
		確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合				1の項手数料の金額の欄の金額
		確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合				計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
3	建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1の項手数料の金額の欄の額（昇降機を含む建築物については、2の項手数料の金額の欄の額。この項において同じ。）に14,000円を加算した	

	計画の通知 に対する審査（建築物 のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律 第11条第1項ただし書（同条第 2項において準用する場 合を含む。）又は第12条第 2項ただし書（同条第3項 において準用する場合を含 む。）に規定する特定建 築行為に限る。）	定める基準に適合するもの （次に掲げるものを除く。）		金額
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1の項手数料の金額の欄の額に16,000円を加算した金額
			住宅用途を含む建築物の住宅部分	1の項手数料の金額の欄の額に27,000円を加算した金額
		（2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）		1の項手数料の金額の欄の額に、（1）で加算した額に2分の1を乗じて得た額を加算した金額
4	建築基準法第87条の4において	昇降機を設置する場合（次に掲げる場合を除く。）		1基ごとに14,000円（小荷物専

	準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査		用昇降機については、5, 0 0 0 円)
		確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	1 基 ごとに 7, 0 0 0 円 (小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0 円)
5	建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同	工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。）	1 の工作物につき 12, 0 0 0 円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 の工作物につき 5, 0 0 0 円

	法第 8 8 条 第 1 項にお いて準用す る同法第 1 8 条第 2 項の 規定に基づ く工作物に 関する計画 の通知に対 する審査		
6	建築基準法 第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項 の規定に基 づく建築物 に関する完 了検査（ 7 の項及び 8 の項に規定 する完了検 査を除く。）	床面積の合計（市長が別に定 める算定方法によって算定し たものをいう。この項におい て同じ。）が 3 0 平方メート ル以内のもの	1 件につき 1 5 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 平方メー トルを超え 1 0 0 平方メート ル以内のもの	1 件につき 2 4 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0 0 平方メ ートルを超え 2 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 3 4 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 0 0 平方メ ートルを超え 3 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 3 7 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メ ートルを超え 5 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 4 2 , 0 0 0 円

		床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 5 9 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 8 2 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 0 8 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 3 3 1 , 0 0 0 円
		床面積の合計が 5 0 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき 6 6 6 , 0 0 0 円
7	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）		6 の項手数料の金額の欄の額に、1 基ごとに 1 7 , 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、1 0 , 0 0 0 円）を加算した金額
8	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8	床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。この項並びに	6 の項手数料の金額の欄の額（昇降機を

	条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	別表第4の19の項（1）（非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に限る。）（5）及び（6）並びに同表23の項（1）（非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に限る。）（5）及び（6）において同じ。）が30平方メートル以内のもの	含む建築物については、7の項手数料の金額の欄の額。この項において同じ。）に3,000円を加算した額
	法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	6の項手数料の金額の欄の額に5,000円を加算した額
	特定建築行為の場合に限る。）	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	6の項手数料の金額の欄の額に6,000円を加算した額
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	6の項手数料の金額の欄の額に7,000円を加算した額
9	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査		1基ごとに17,000円（小荷物専

		用昇降機につ いては、10,000 円)
--	--	----------------------------

別表第2の備考を次のように改める。

備考 3の項及び8の項に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、一の建築物ごとに同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。

別表第4の14の項中「の変更認定申請」を「の変更の認定の申請に対する審査」に、「当該変更認定申請」を「当該申請」に改める。

別表第4の15の項中「変更認定申請」を「変更の認定の申請に対する審査」に改める。

別表第4の16の項中「承継承認申請」を「承継の承認の申請に対する審査」に改める。

別表第4の17の項を次のように改める。

17	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第	(1) 低炭素建 築物新築等計 画が都市の低 炭素化の促進 に関する法律 第54条第1 項各号に掲げ る基準に適合 していること を示す書類又 はこれに類す る書類として	一戸建ての住宅		5,000円
			住宅用 途を含 む建築 物の住 宅部分	床面積 の合計が 300 平方メ ートル 以下の もの	11,000 円
			非住宅 用途を 含む建 築物の	床面積 の合計が 300 平方メ	11,000 円

84号) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	市長が別に定めるものが提出された場合	非住宅部分	一ト以下のも	
	(2) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
		住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	80,000円
	(3) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル以下のもの	20,000円

	ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 0 条 第 2 号 イ （ 2 ） 及 び ロ （ 2 ） に 定 め る 基 準 に 適 合 す る も の		平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	
			床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	2 2 , 0 0 0 円
		住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物 の 住 宅 部 分	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	3 8 , 0 0 0 円
	（ 4 ） （ 1 ） 以 外 の 場 合 で 、 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 0 条 第 2 号 イ （ 1 ） 及 び ロ （ 2 ） 又 は 同	一 戸 建 て の 住 宅	床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	2 9 , 0 0 0 円
			床 面 積 の 合 計 が	3 3 , 0 0 0 円

号イ（２）及びロ（１）に定める基準に適合するもの		２００平方メートル以上のもの	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が３００平方メートル以下のもの	５９，０００円
（５）（１）以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が３００平方メートル以下のもの		１０２，０００円
（６）（１）以	床面積の合計が		２６７，０００

		外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル以下のもの	円
--	--	--	----------------	---

別表第4の18の項中「の変更認定申請」を「の変更の認定の申請に対する審査」に、「当該変更認定申請」を「当該申請」に改める。

別表第4の19の項から23の項までを次のように改める。

19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消	一戸建ての住宅		5,000円
			住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床	11,000円

律 第 1 1 条 第 1 項 又は 第12 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定	費 性 能 向 上 計 画 が 同 法 第 3 0 条 第 1 項 の 認 定 又 は 同 法 第 3 1 条 第 1 項 の 変 更 の 認 定 を 受 け た こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ た 場 合	面 積 を 除 く 。 (2) 及 び (4) 並 び に 2 3 の 項 (1) 、 (2) 及 び (4) (住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物 の 住 宅 部 分 に 限 る 。) に お い て 同 じ 。) が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	非 住 宅 床 面 積 1 1 , 0 0 0
--	---	---	--

		用途を 含む建 築物の 非住宅 部分	の合計が 3 0 0 平方メ ートル 以下の もの	円
(2) (1) 以 外の場合で、建 築物エネルギー 消費性能基準等 を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及び ロ (1) に定め る基準に適合す るもの	一戸建 ての住 宅		床面積 の合計が 2 0 0 平方メ ートル 未満の もの	4 0 , 0 0 0 円
			床面積 の合計が 2 0 0 平方メ ートル 以上の もの	4 4 , 0 0 0 円
	住宅用 途を含 む建築 物の住 宅部分		床面積 の合計が 3 0 0 平方メ ートル 以下の もの	8 0 , 0 0 0 円

	(3) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	38,000円
		一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満の	29,000円

	号イ（１）及び ロ（２）又は同 号イ（２）及び ロ（１）に定め る基準に適合す るもの	もの	
		床面積 の合計が 200 平方メ ートル 以上の もの	33,000 円
		住宅用 途を含 む建築 物の住 宅部分	床面積 の合計が 300 平方メ ートル 以下の もの 59,000 円
	（５）（１）以 外の場合で、建 築物エネルギー 消費性能基準等 を定める省令第 １条第１項第１ 号イに定める基 準に適合するも の	床面積の合計が 300平方メー トル以下のもの	267,000 円
	（６）（１）以 外の場合で、建 築物エネルギー	床面積の合計が 300平方メー トル以下のもの	102,000 円

		消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの			
20	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定			当該計画の変更部分を19の項により算定した額に2分の1を乗じて得た額	
21	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	一戸建ての住宅		5,000円
			住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く床面積(以下「共用	11,000円

の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査			部分を除く床面積」という。)) の合計が 300 平方メートル以下のもの	
		非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	11,000 円
	(2) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	40,000 円
			床面積の合計が 200	44,000 円

		平方メートル以上のもの	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	共用部を除く床面積の合計が300平方メートル以下のもの	80,000円
(3) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円

		もの	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が 300平方メートル以下のもの	38,000円
(4) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	29,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	33,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	共用部分を除く床面積の合計が	59,000円

				3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	
		(5) (1) 以 外 の 場 合 で 、 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 0 条 第 1 号 イ (1) 及 び ロ (1) に 定 め る 基 準 に 適 合 す る も の	非 住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物 の 非 住 宅 部 分	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	2 6 7 , 0 0 0 円
		(6) (1) 以 外 の 場 合 で 、 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 0 条 第 1 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 定 め る 基 準 に 適 合 す る も の	非 住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物 の 非 住 宅 部 分	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	1 0 2 , 0 0 0 円
2 2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建				当該申請の部 分を21の項

	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			により算定した額に2分の1を乗じて得た額。ただし、新たに追加される建築物については、21の項により算定した額とする。	
23	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたこ	一戸建ての住宅		2,500円
			住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,500円
			非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,500円

に基 づく 軽微 な変 更に 該当 して いる こと を証 する 書面 の交 付の 申請 に対 する 審査	とを示す書類が 提出された場合			
	(2) (1) 以 外の場合で、建 築物エネルギー 消費性能基準等 を定める省令第 1条第1項第2 号イ(1)及び ロ(1)に定め る基準に適合す るもの	一戸建 ての住 宅	床面積 の合計が 200 平方メ ートル 未満の もの	20,000 円
			床面積 の合計が 200 平方メ ートル 以上の もの	22,000 円
		住宅用 途を含 む建築 物の住 宅部分	床面積 の合計が 300 平方メ ートル 以下の もの	40,000 円
	(3) (1) 以 外の場合で、建 築物エネルギー 消費性能基準等	一戸建 ての住 宅	床面積 の合計が 200 平方メ	10,000 円

	を定める省令第1条第1項第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合するもの		一 ト ル 未 満 の もの	
			床 面 積 の合計が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	1 1 , 0 0 0 円
		住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物 の 住 宅 部 分	床 面 積 の合計が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	1 9 , 0 0 0 円
	(4) (1) 以 外 の 場 合 で 、 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (1) 及 び ロ (2) 又 は 同 号 イ (2) 及 び ロ (1) に 定 め	一 戸 建 て の 住 宅	床 面 積 の合計が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	1 4 , 5 0 0 円
			床 面 積 の合計が 2 0 0	1 6 , 5 0 0 円

	る基準に適合するもの		平方メートル以上のもの	
		住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	29,500円
	(5) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	133,500円
	(6) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	51,000円

		準に適合するもの		
--	--	----------	--	--

別表４備考第５項及び第７項中「建築確認申請の審査手数料」を「額（昇降機を含む建築物の場合は同表２の項で定める額、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合は同表３の項で定める額）」に改める。

別表４備考第８項中「２０の項」を「１９の項、２１の項及び２３の項」に改める。

別表４備考第９項中「２０の項又は２１の項」を「２１の項又は２２の項」に、「建築確認申請の審査手数料」を「額（昇降機を含む建築物の場合は同表２の項で定める額、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合は同表３の項で定める額）」に改める。

別表４備考第１０項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の羽生市事務手数料徴収条例別表第２の１の項（次項に掲げるものを除く。）及び２の項（昇降機を含む建築物を建築する場合（次に掲げる場合を除く。）の部分に係るものに限る。）並びに別表第４の１９の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従

前の例による。

- 3 この条例による改正後の羽生市事務手数料徴収条例別表第2の1の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、2の項（前項に掲げるものを除く。）、6の項及び8の項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明